

平成28年度 第2回 練馬区入札監視委員会 議事概要

1 開催日時 平成28年11月10日（木）午前10時00分～

2 開催場所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室

3 出席者

委員 明円委員、榎本委員、菊地委員

区 総務部長、経理用地課長、施設管理課長、施設整備課長、道路公園課長、維持保全担当課長、計画課長、建築担当係長、防災計画課長、防災施設係長、学務課長、学務課管理係長、施設給食課長、情報政策課長、情報システム係長、情報システム副係長、学校教育支援センター所長、管理係長、契約係長、同係職員

4 議事

(1) 前回議事概要（資料1）

(2) 審議案件

平成28年度前期入札案件の参加資格設定経過等について

- ・工事契約一覧（資料2）
- ・物品契約一覧（資料3）
- ・委託等契約一覧（資料4）
- ・設計・測量等契約一覧（資料5）
- ・審議資料（抽出案件一覧）（資料6）

(3) 報告事項

平成28年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7,8）

(4) その他

次回開催日程

5 会議の内容

■平成28年度前期入札案件の参加資格設定経過等について（審議）

当番委員が抽出理由を説明。

●抽出案件1 練馬区立大泉東小学校校舎等改築工事
(事務局)

本案件は、老朽化した大泉東小学校校舎の改築を実施するものであり、併せて、屋内運動場およびプールについても改築するものである。

改築に伴い、

- ・ 機械設備工事 予定価格：707,151,600円、契約金額：703,620,000円
- ・ 電気設備工事 予定価格：441,838,800円、契約金額：397,170,000円
- ・ 昇降機設備工事 予定価格：32,701,320円、契約金額：30,074,760円

を別途発注している。

なお、本案件は、予定価格が1億8千万円を超えるため、議会の議決を要する工事案件となる。

また、高額な建築工事案件となるため、区の発注基準に基づき、一定の条件を満たす任意の三者を構成員とする建設共同企業体(JV)による予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を行うこととした。

JVを構成する第一順位は、東京電子自治体共同運営協議会における共同運営格付けがAランクの区内事業者または共同運営格付けがAランク150位までの区外事業者、第二順位は共同運営格付けがAまたはBランクの区内事業者、第三順位は共同運営格付けがBまたはCランクの区内事業者であることなどを入札の参加条件とした。

4月1日から4月11日までの公告期間中、入札には2つのJVから参加申請があり、資格審査を行ったところ、うち1JVは、第二順位者がCランクであったため、第二順位は共同運営格付けがAまたはBランクという入札参加条件を満たしていないことから取下げとなった。

結果、公告期間終了時において、参加希望申請が1JVのみで、練馬区制限付き一般競争入札実施要綱第8条に定める入札成立には2者以上の参加が必要という要件を満たすことができなかつたため、入札を中止とした。

参加者が1JVしかなかった理由としては、この公告の時期に夏休み工事として、AまたはBランクの単体案件を多数発注していたこともあり、Bランク事業者が受注飽和状態にあつたため、3JVが組みづらかつた可能性が考えられる。

そこで、入札参加条件を変更して再度入札を行うこととした。

変更内容は2点あり、JVの構成員数を3者から2者としたことと、もう一点が、第二順位の共同運営格付けをAまたはBランクの区内事業者からA、BまたはCランクの区内事業者としたことである。

その結果、入札には3つのJVが参加し、開札の結果、1JVが辞退、1JVが最低制限価格未満で失格となり、残る1JVが予定価格以内、最低制限価格以上で札をいれたことにより、29億6100万円(税込31億9788万円)、落札率97.64%で落札したものである。

なお、J Vの構成については、社会状況や入札不調の動向等を踏まえながら検討していく必要があると考えている。

(委員)

J Vの構成2者の比率はどのようになっているのか

(経理用地課長)

構成比は70対30である。

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●抽出案件2 練馬区立大泉さくら運動公園多目的運動場屋外照明等設置工事
練馬区立大泉さくら運動公園多目的運動場屋外照明等設置電気設備工
事

(事務局)

いずれの工事も大泉さくら運動公園多目的運動場に夜間照明を設置するためのものである。

まず、練馬区立大泉さくら運動公園多目的運動場屋外照明等設置工事については、予定価格が1億円以上の建築工事となるため、練馬区建設工事の入札参加資格等に関する要綱等に基づき、共同運営格付けがAまたはBランクの区内事業者を対象に、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を実施した。

その結果、入札には7者から参加申請があり、開札の結果、2者が辞退、3者が不参、2者が応札し、予定価格以内、最低制限価格以上で最も安い価格で札をいれた事業者が、1億135万9千円(税込1億9百46万7千7百20円)、落札率89.48%で落札したものである。

続いて、練馬区立大泉さくら運動公園多目的運動場屋外照明等設置電気設備工事については、予定価格が5千万円以上となる電気工事のため、要綱等に基づき、共同運営格付けがAランクの区内事業者を対象に、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を実施した。

その結果、入札には10者から参加申請があり、開札の結果、3者が辞退、1者が不参、6者が応札し、予定価格以内、最低制限価格以上で最も安い価格で札をいれた事業者が、7千9百80万6千円(税込8千6百19万4千800円)、落札率89.63%で落札したものである。

本件工事に先立ち、平成27年6月30日から同年12月24日にかけて、運動場人工芝化の工事を実施している。

人工芝化については、運動場の稼働率向上のため、10年ほど前からサッカー協会など多くの利用者から要望が出されていたため、平成27年度に予算措置を行い、予定価格が2億7千万円余と議会の議決を要する工事案件となったことから、平成27年第2回定例会の議決を経て工事を行ったものである。

照明についても同時期の設置に向けた検討はしていたが、夜間使用による近隣住民への影響や、カラスなど鳥獣被害の発生等への懸念があったことから慎重に検討を進める必要があったことと、運動場の利用時間が拡大するため、再度用途許可を取得する必要があること、加えて、倉庫や照明用の柱などの設置については、計画通知や許可申請等が必要であり、設計完了までには相当の時間がかかることが判明した。これらのことから、人工芝化と照明工事を同時期の施工とすると、利用者からの人工芝化の要望実現が遅れるだけでなく、運動場閉場期間の長期化等、利用者への直接的な影響が出るのが危惧された。

これらの諸事情を勘案し、人工芝化については、平成28年2月の使用開始を目指して先行着手することとした。

なお、当該運動場は、人工芝化に伴って平成27年7月1日から平成28年1月31日まで閉場したのち、平成28年2月から平成28年8月末までの7か月間、人工芝化した運動場を利用者に使用していただくことができた。現在は照明設置工事を行っているため、平成28年9月から平成29年3月までの予定で閉場している。

(委員)

人工芝化を急ぐことで予算上削減できる部分があったのか。また、人工芝化と照明工事を比較対照して、どちらを優先するのかを検討したのか。

工事費についても二つの工事で重複する部分があると思われるし、二つの工事を別々に行うことで工期が長期化している。これらのことを考えると別の方策がなかったのか疑問は残る。

(施設整備課長)

本件の工事に関しては、敷地が狭い為、人工芝化工事と照明工事を同時に行うと仮設や重機の足場の関係などの取り合いが難しくなり、周辺に対する安全性の確保の面もあることから、二つの工事を同時期に行うことは困難であった。

また、照明設置に関連して用途許可を再取得する必要があるため、設計期間が延びてしまったため、工期をずらさざるを得なかった。

これらの事情により、二つの工事の費用に関しては、同時期に施工するよりも仮設費用等は膨らむこととなったが、許容の範囲と考えている。

(施設管理課長)

今回の件に関して、当初要望が多かった人工芝化について検討を進めてきたが、照明工事の手続きに時間を要することになり、同時施工では人工芝化も遅れることになるので、人工芝化は当初予定どおりに施工した。安全確保や仮設の費用に関しては、二つの工事を同時に行うことにより削減できたものではあるが、今回は利用者からの要望を優先した。

(委員)

以前から人工芝化、照明の課題があつて検討してきたとの説明であった。工事内容に関して並行するのが技術的に難しいのであれば、致し方ない。

(委員)

今の話では、人工芝化工事は予算の目途が付き次第行う予定であったとのことだが、照明工事は追加的に行うことになったのか。

(施設整備課長)

先に人工芝化を検討していたが、その後、照明工事の検討に入ったことから時間差が生じた。

(委員)

本件に限らず同一施設の工事が複合する場合は、極力時期を合わせることで経費の節減につなげてもらいたい。

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

- 抽出案件3 練馬区立石神井中学校校舎屋上防水および外壁等改修機械設備工事
練馬区立中村西小学校屋上防水・外壁およびその他内装改修工事
練馬区立練馬東小学校屋上防水改修工事
練馬区立光が丘第一中学校校舎屋上防水改修工事

(事務局)

本案件は、学校の屋上防水・外壁改修の建築工事を主とする工事に関連して行う空調設備・給排水設備改修で、特に劣化の激しい箇所の改修を行うものである。

予定価格が2千万円以上5千万円未満となる空調工事のため、当初、共同運営格付がAまたはBランクの区内事業者を対象に、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を行ったが、全者辞退のため入札打ち切りとした。

入札が不調となった理由は、5月は設備工事の発注案件が多く、本件の開札を行った6月7日時点では、AまたはBランクの設備業者は、他の工事を受注していたこと、また、区内の設備業者は中小企業が多く、AまたはBランクでも技術者が不足気味であり、受注制限内であっても、本案件に技術者を配置できない状況があったこと等が考えられる。

通常、一度の不調で随意契約は行わず、入札方法・条件を検討して再度入札を行い、それでも不調となった場合に、自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、随意契約とする運用を行っている。

しかし、本案件のように主となる工事の関連工事の場合、開札は主となる工事を先に行い、受注業者が決まった後に関連工事の開札を行うこととしている。

そのため、本案件においても、主となる建築工事については、入札で受注業者が決定しており、本案件については、受注業者が決まらなると建築工事の施工が行えないという急を要する状況にあった。

また、本案件は、学校運営に支障を来さないよう夏休み期間中に工事を完了する必要がある、再度入札を行う時間的余裕がないという状況もあり、一度の不調をもって随意契約としたものである。

契約の相手方については、本案件の入札に参加していない発注対象A・Bランクの区内設備業者の多くが、他の工事を抱えている状況の中、当該事業者が受注していた工事の工期がほぼ終わりに近く、本案件の施工が可能な状況であったこと、見積を徴取したところ、予定価格内の金額であったことから、当該事業者を選定した。

(委員)

事務への影響を最小限に抑えるためということは理解できるが、再度入札する時間に余裕をもったスケジュールは難しかったのか。

(施設整備課長)

予算が確定してから契約手続きを始めることとなるため、一般競争入札の開札は通常6月頃となる。小中学校の工事は夏休み期間中に集中するため、不調になると工期に影響が出てしまうので、再度入札を行う時間的余裕がないのが現状である。

(経理用地課長)

基本的には予算が確定してから契約手続きが動き始めるので、入札は新年度の4月以降に行うことになる。新年度に入ってすぐに入札をかけないといけないものについては、債務負担行為を取り、事前に契約手続きを行えるようにしている。国からも発注時期の平準化を図るため、債務負担行為の活用について通知を受けている。

ただし、あまり債務負担行為が多くなるとしきりがつかないので、取り扱いについては財政課が判断している。

したがって、債務負担行為を取っていない一般競争入札の工事案件は、5月の連休以後の入札にならざるを得ないのが現状である。

(委員)

不調になったのは空調工事だが、他の案件については落札している。不調の理由は技術者の不足によるものか。

(施設整備課長)

推測ではあるが、金額的な折り合いがつかないケースもあり、仮設とか様々な経費部分で折り合いがつかないケースもあるが、本件は夏休み期間中の工事のため、技術者不足が原因としてあげられる。

(経理用地課長)

一般論だが、予定金額が2,000万円程度の工事案件には業者の関心が集まらない。

(委員)

防水の機械設備工事と建築工事は全く別のものか。一つの工事案件とすることはできなかつたのか。

(施設整備課長)

それぞれの予定金額が低いと一体の工事とするが、一定金額以上になると別々に発注することになる。

(経理用地課長)

例えば建築工事に電気工事を包含して発注することもある。議会等からの要望もあり、一定金額以上の場合、機械工事や建築工事など業種で分けられるものは分けて発

注している。

(委員)

形の上では、そうかもしれないが屋上防水の建築工事と機械工事が本当に別の工事なのか、厳密に分けなくてはいけないのかが疑問。学校は夏休み期間中に工事が集中するから、このような不調案件が出たものと考えられる。屋上防水のみの工事であるならば、建築工事と機械工事を分けなくてもよかったのではないか。

最終的に上杉設備と特命随意契約をしたのはどのような経緯か。

(施設整備課長)

上杉設備は、区内業者で十分な実績があるため見積もりを取ったところ、予定価格内の金額であったことから随意契約とした。

(委員)

色々な意見、質問があったが、実質的にやらなければならない工事の特性と時間的にも再度入札にかけるのが困難であったと思われる。

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●抽出案件 4 練馬区立大泉第三小学校給水管等改修に伴う建築工事
練馬区立大泉第三小学校給水管等改修工事
練馬区立練馬東中学校給水管等改修に伴う建築工事

(事務局)

本案件は、練馬区立大泉第三小学校給水管等改修に伴う建築工事を行うものである。

予定価格が1千万円以上2千万円未満となる建築工事のため、当初、共同運営格付がC、DまたはEランクの区内事業者を対象に、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を実施しています。その結果、入札には8者から参加申請があったものの、開札の結果、7者が辞退、1者が不参のため入札打ち切りとした。

辞退した事業者が多かった理由は、各事業者が積算したところ予定価格を上回る予算となったことが主なものである。

本案件についても、先ほどの案件3と同様に、一度の不調で随意契約は行わないところであるが、次の理由により特命随意契約とした。

本案件の主となる工事が給水管改修の機械工事であることから、案件3と同様に、開札は主となる工事を先に行い、受注業者が決まった後に本案件の開札を行った。

したがって、主となる機械工事の受注業者が決定しているにも関わらず、本案件の受注業者が決まらないうちの急を要する状況にあった。

また、本案件についても、学校運営に支障を来さないよう夏休み期間中に工事を完了する必要があり、再度入札を行う時間的余裕がなかったことなどの理由により一度の不調をもって随意契約とした。

契約の相手方については、入札に参加していない事業者で、主となる機械工事の受注業者と早急に調整できる事業者を探したところ、予定価格内での受注が可能であると唯一回答した本件事業者を選定した。

(委員)

入札スケジュールはどのようになっているのか。早めに行っているのか。

(施設整備課長)

夏休み期間中工事の開札が、5月中旬から6月上旬にかけて連日行われているので、建築工事については、業者が予定価格を見て工事を選ぶという状況になっている。

(経理用地課長)

今年だけでなく、昨年、一昨年も夏休み期間中の耐震補強工事の発注を多く出したが、不調が多かった。給排水、空調関係については、事業者から技術者を押さえられるうちに早めに発注してほしいとの要望があったため、今年度は2、3週間程度早めに発注をかけたが思ったほど効果が出なかった。

昨年から校舎の老朽化もあり、工事案件が多くなってきた。区内は中小企業が多いので、工事案件を2件以上受注する余裕がない。そうすると受注が飽和状態となることから、年間を通して発注を平準化する必要があると考えている。

(委員)

開札結果で辞退が多いのは、他の工事で手一杯ととうことが辞退の理由なのか。

(経理用地課長)

辞退理由については、7者辞退のうち4者が予算超過、技術者不足が1者、2者は特に記載はなかった。

(委員)

この工事も、主たる工事が給排水の機械工事で、建築工事がそれに付随するという事になるのか。

(施設管理課長)

ご指摘のとおりである。

建築工事の内容は、足場関係が主な内容で、建築業者は足場を設置した以降は細かな作業を行うのみとなる。金額があまり高くないことに加え、工事期間中は技術者が拘束されることから、入札に参加希望は出すものの、工事内容を確認したらあまり魅力がないので辞退という事になる。

(委員)

先ほどと同じような感想になるが、業者は辞退理由に技術者不足などとあげていたが、それは表向きであって、実際は工期や予定価格の設定に業者が魅力を感じていないことが理由ではないか。無理に建築工事と機械工事を分けて発注するからこのようなことになるので、まとめて一括発注の方が良かったのではないか。

契約の透明性を確保するために入札をしているので、分けて発注することに拘るあまり、随意契約を行うのであれば、透明性を確保することに問題が生じる。したがって、関連する工事であれば一括発注が望ましい。

(施設管理課長)

今年度の夏休み期間中の工事について、入札状況を検証し、来年度の発注方法について検討したい。

(委員)

予算が確定してから、発注の手続きに入る事が基本的な考え方である。夏休みなど

の限定した期間の工事であっても、最初から不調を見込んで発注をしているものではないので、業者の数や受注能力を考えると、工事の内容を精査して、建築工事と機械工事を一括発注できるのであれば、一括発注が望ましい。

特に、設備業者については、業者数の問題もあり、分割発注するのであれば早めに対応する必要がある。特に学校工事は、時期が制限される事を含めて、極力不調がないよう、計画的に発注してほしい。

★委員会最終意見

契約は問題なく行われているが、区にはこれらのことを踏まえ、今後、十分に検討していただきたい。

●抽出案件5 LED投光器の購入

(事務局)

本案件は、震災時の避難拠点として指定している区立小中学校等の夜間照明配備計画に基づき、平成28年度のLED投光器配備校である11校分66台を購入するものである。

なお、夜間照明配備計画は、現在のところ平成21年度から平成29年度までを予定しており、LED投光器は平成22年度から配備している。

本案件は、予定価格1千万円以上の物品の買入れであるため、区内事業者および共同運営格付けがAランクの区外事業者を対象に、制限付き一般競争入札を実施している。

入札には、2者が参加し2者とも応札しました、そのうち予定価格以内で最も安い価格で札をいれた事業者が落札した。

落札率が低い理由は、所管である危機管理室は、LED投光器の予算積算にあたり、株式会社ライトボーイ社の製品価格を参考に積算し、本案件においても同社製を参考品としている。

区が参考品を提示した場合、参考品以外の製品によって入札に参加を希望する事業者は、区が指定する日までに、その製品の妥当性を区と協議する必要がある。本案件については、落札事業者から参考品以外の製品について協議があり、危機管理室で仕様等を確認のうえ、入札参加申請のあった2者に「当該製品を参考品同等品以上と認める」と回答した。

当該製品は、参考製品と比べてかなり安価であったことから、当該製品の価格をもって落札事業者が札を入れたことと、物品の買入の場合、最低制限価格を設定しないことから、本案件は低い落札率になった。

なお、物品の買入の場合、予定価格は事前に事業者から見積を取ったうえで設定している。本案件の下見積は、2番札の事業者から徴取しているが、LED照明などの比較的新しい技術を採用した製品は、普及が進むにつれ価格が下がってくることから、今後は、複数の事業者から見積もりを取るなど、新製品や製品価格の把握に努めていく。

(委員)

複数者からの見積りを取るのには、参考品を設定する時という事か。

(経理用地課長)

同一の製品を複数年続けて購入している場合、新しい製品が出て、性能的に変わりが無いのに価格が安くなっている場合がある。LEDを使用した製品は日進月歩なので、新製品に目を配らせて、製品ごとに見積もりを取ることを考える必要がある。

(委員)

複数年度に渡って継続的に購入しているものだが、今回購入したものが来年度は参考品となることは考えられるか。

(防災計画課長)

そのようなことも考えられる。

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●抽出案件6 グランドピアノの購入

(事務局)

本案件は、区内小中学校に設置されているグランドピアノのうち、老朽化が著しい8校のグランドピアノを買い替えるものである。

なお、グランドピアノについては、小中学校音楽部会が選定したヤマハ社製の製品を指定している。

本案件は、予定価格1千万円以上の物品の買入れであるため、共同運営格付けがA、BまたはCランクの区内事業者、および共同運営格付けがAランクの区外事業者を対象に、制限付き一般競争入札を実施している。

入札には5者から参加申請があり、改札の結果、1者が辞退、4者が応札し、そのうち予定価格以内で最も安い価格で札をいれた事業者が落札した。

物品の買入の場合、予定価格は事前に事業者から見積を取ったうえで設定している。本案件の場合、ピアノの搬出入等の作業も発生するため、金額は納品先の学校により異なるが、メーカーの希望小売価格は税抜で195万円である。

落札金額が1台あたり税抜で約131万円となり、落札率が低くなった理由としては、本案件のように流通している製品をどれだけ安く仕入れられるかは事業者の努力次第であり、落札事業者としては、案件の内容・条件から競争性が高くなると想定し、受注のため、企業努力で金額を下げたことが推測される。また、本案件は、最低制限価格を設定しない物品の購入であることから、結果として落札率が低くなったものと考えられる。

今後のグランドピアノの買い替えにつきましては、高額な備品であることから、学校からの要望と予算の状況により検討をすることとしている。

(委員)

毎年度、学校からの要望はあるのか。

(学務課長)

ピアノは高額備品に該当しており、老朽化による更新要望がある場合は、学務課で現物の確認と学校へのヒアリングを行ったうえで更新の決定をしている

今回のピアノに関しても学校から要望があったものである。

(委員)

古いピアノの引取りは、どうなっているのか。

(学務課長)

引取り費用は予定価格に含まれており、取り扱いに関しては仕様書で定めている。

引き取られたピアノは廃棄することとしており、今回も8台を廃棄している。学校にはグランドピアノが複数台あり、新規購入したものを音楽室に設置し、古いものを体育館に移動する。そして一番古いものは廃棄としている。学校によって設置・移動場所が異なることから、学校ごとに運搬費用が異なっている。

(委員)

廃棄の基準とか、期間はあるのか。例えば、10年以上とか決められているのか。

(学務課長)

更新の時期は特に定めていない。今回更新のものは概ね昭和50年代に購入したものが多く、30年以上使用しているピアノである。学校によっては、40年、50年も使用しているものもあるが、学校ごとの高額備品更新の優先順位や、使用に支障がないためといった理由と思われる。

(委員)

価格は、業者の努力で下がる事は分かった。入札とは違うと思うが、グランドピアノ等高額なものは、デジタルへ変えていくという考えはあるのか。

(学務課長)

ピアノに関わらず、学校でどのような楽器を選ぶかについては、音楽の専科の先生方が基本的な考えを持っている。グランドピアノの音質やキーのタッチ等について、デジタルは全く別物という事のような。今の教育の現場では本物のピアノを使いたいという要望が強い。

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●抽出案件7 練馬区立下石神井小学校仮設校舎等の賃貸借

(事務局)

本案件は、下石神井小学校校舎の改築に伴い、工事期間中に使用するプレハブの仮設校舎を平成29年8月1日から平成32年7月31日までの間、リース契約により設置するものである。

なお、仮設校舎は一時的に設置するものではあるものの、一般の建物と同様に耐震性を確保する必要があることと、最近の建築資材の高騰などにより、リース金額は高額となる傾向にある。

本案件は、1年間における支出予定額が1,000万円以上の賃貸借契約となるため、要綱に基づき、区内事業者、および共同運営格付けがAランクの区外事業者を対象に、希望制指名競争入札を実施している。

希望制指名競争入札とは、指名競争入札の実施を公表し、事業者から指名希望を募ったうえで入札参加者を指名する入札方法である。

指名希望は14者からあり、13者を指名した。1者は、区外事業者でランク外(Xランク)であったため、指名をしなかったものである。

開札の結果、6者が辞退、3者が不参、4者が応札し、予定価格以内で最も安い価格で札をいれた事業者が落札した。

落札率が低くなった理由としては、予定価格は、主管課が事前に事業者から見積を取ったうえで設定しているものの、入札を行うと競争性が出ることから、落札事業者は、過去2回の同種のリース契約で落札した今回2番札の事業者の落札金額なども参考にしたうえで、かなり低い金額で入札したのではないかと推測される。また、本案件は、最低制限価格を設定しない賃貸者契約であることから、結果として落札率が低くなったものと考えられる。

なお、下見積りは、2番札の事業者から徴取している。

(委員)

事前に見積りを業者から取っているのに、かなり低い落札金額となっている。従前の契約で高い落札率で契約しているものはあるのか。

(事務局)

過去の仮設校舎のリース契約でも落札率は低い状況にある。

(委員)

予定価格の設定の仕方に検討の余地はあるのか。

(経理用地課長)

複数者の見積り金額が同水準であっても、いざ入札にかけると、競争が働いて落札金額が低くなる。

仮設校舎とIT関係の案件に往々にしてみられるが、主管課としては予定価格を下げた時に不調となるリスクを考えるとなかなか価格を落としきれない。

事業者の見積りを参考に予定価格を設定せざるを得ない案件では、工事の場合、不調になると工期に影響してくるので、予定価格を落とせるような状況でも、思い切って落とせないというのが実情である。

(施設給食課長)

下石神井小学校本体の改築工事の設計を行っていく中で、仮設校舎の条件が変更となった経緯がある。初めに見積りをとった時点では、条件が固まっていない段階での見積りであったことから、高めの金額で見積が出されたものとする。実際に発注する段階になり条件が確定したことから、実勢に合った金額で入札したものとする。

(委員)

工事の確認だが、校舎の建替え工事になるのか。

(施設給食課長)

下石神井小学校の校舎建替え工事に伴い、工事期間中に校庭内に設置する仮設校舎を借り受けるものである。

(委員)

業者からすれば本体工事と賃貸借で考えているため、多少金額は安くなる傾向にあるのか。

(経理用地課長)

校舎建替えの本体工事は、建築工事として発注するので、本件賃貸借とは別ものである。

(委員)

落札金額は、企業努力で下がったのか、予定価格が膨らみすぎていたのかについては、過去の同様な案件の落札率を見ると、ある程度の推定ができるのではないかと、予定価格を高めを設定すると、それだけ区の前算を占めることとなるので、複数者から見積りを取り、予定価格について今後も精査してもらいたい。

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●抽出案件 8 平成28年度クラウド型住民情報システムの利用

(事務局)

本案件は、住民情報システムの運用にあたり、これまで区で保有・設置していたサーバによるシステム運用から、事業者が運営する堅牢なデータセンターの活用によるクラウド・サービスを利用した運用に移行するものであり、移行により、住民情報を保全し、業務の安定性・効率性を高め、また経費の節減につなげるものである。

住民情報システムは、平成18年度にプロポーザル方式によるシステム構築事業者の選定を行った結果、最高得点となった富士通株式会社東京支社とシステム構築委託契約を結び、庁舎内でサーバを構築する方式により、平成21年1月からシステムを稼働している。

システムは、長期継続契約により平成26年度までの賃貸借契約を行っている。その後、平成27年1月からクラウド・サービスの利用に移行しているが、契約方法は、富士通株式会社東京支社との特命随意契約である。なお、本案件は利用契約であり、長期継続契約の対象とならないことから年度ごとに契約を行っており、今年度で3回目の特命随意契約となる。

競争入札によらない随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に該当する場合に認められるが、本案件は、住民情報システムのソフトウェアに関して、著作権等の知的財産権を保有するのが、唯一、富士通株式会社東京支社であることから、競争入札に適さないものと判断した。この理由が施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、特命随意契約としたものである。

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

●抽出案件 9 学習支援事業および居場所支援事業業務委託

(事務局)

本案件は、学習支援事業と居場所支援事業の二つの事業からなり、そのうち、学習支援事業は、生活保護世帯および就学援助の準要保護の対象となる世帯の中学3年生を対象として、区立施設の会議室等で勉強会を行うものである。

なお、学習支援事業については、プロポーザル方式により選定した本案件事業者他3事業者に特命随意契約により委託することとし、本年4月および5月に契約を締結している。

特命随意契約では、事業者の見積額を予定価格とするため、この段階では予定価格と契約金額は一致している。

今年度の学習支援事業実施にあたり、4事業者で受入可能な、定員200名の利用者募集を行ったところ、289名から応募があり、200名の利用者を決定した。しかし、落選となった89名への対応について内部で検討を行い、その結果、89名のうち希望する生徒についても受け入れることとした。

そして、89名のうち42名から学習支援事業の利用希望を受けたため、4事業者と協議を行ったところ、本案件事業者ともう1事業者からクラスを増やすことにより受入可能との回答を得た。そのため、これら2事業者とクラス増に要する経費分を増額する内容で契約変更を行うこととした。

本案件事業者では、42名のうち、22名を受け入れることとしたことから、最終的な契約金額は、当初の契約金額から5百65万7千7百42円を増額し、2千9百83万6千3百20円としたものである。

(委員)

業者からの見積金額を予定価格にしたとの説明であった。その業者の見積りに関して、精査なり交渉なりの経過はあったのか。

(学校教育支援センター所長)

プロポーザルを行う際に概算経費を提示しているが、概算経費を積算する際に、近隣自治体で行っている同様の事業の金額と、業者の見積金額を比較検討したうえで概算経費の上限を示した。

★委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

■平成28年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について

資料7および8に基づき説明。

■その他

次回開催日程について、臨時会の予定なし。